

資料編

資料編

1. 都市計画マスターplan策定までの経緯

都市計画マスターplanの策定にあたっては、令和3年より、庁内検討委員会や都市計画審議会等の意見等をふまえながら策定しました。

以下は、都市計画マスターplanの策定までの経緯です。

年度	日 程	策定経緯
令和 3年度	令和4年2月1日	第1回鳩山町都市計画マスターplan改定庁内検討委員会
	令和4年3月30日	第2回鳩山町都市計画マスターplan改定庁内検討委員会
令和 4年度	令和4年4月15日	議員全員協議会
	令和4年5月17日	令和4年度第1回鳩山町都市計画審議会
	令和4年8月1日	第3回鳩山町都市計画マスターplan改定庁内検討委員会
	令和4年8月30日	令和4年度第2回鳩山町都市計画審議会
	令和4年11月1日	第4回鳩山町都市計画マスターplan改定庁内検討委員会
	令和4年11月21日	令和4年度第3回鳩山町都市計画審議会
	令和4年12月7日	議員全員協議会
	令和4年12月12日 ～令和5年1月12日	都市計画マスターplan及び立地適正化計画 一部改定に関する意見募集（パブリックコメント）
	令和4年12月17日	都市計画マスターplan及び立地適正化計画 一部改定に関する町民説明会（今宿コミュニティセンター、泉井交流体験エリア）
	令和4年12月18日	都市計画マスターplan及び立地適正化計画 一部改定に関する町民説明会（ふれあいセンター）
	令和5年2月1日	第5回鳩山町都市計画マスターplan改定庁内検討委員会
	令和5年2月14日	令和4年度第4回鳩山町都市計画審議会
	令和5年2月22日	政策会議

2. 都市計画審議会委員名簿

●令和3年度委員

No	選出区分	役職名	氏名
1	学識	会長	いしい はるお 石井 春雄
2	//	副会長	よしだ かずお 吉田 一雄
3	//		きくち こうじ 菊地 功二
4	//		たかだ かずゆき 高田 和幸
5	議会		いしい けいじ 石井 計次
6	//		もり としお 森 利夫
7	//		おだか ふさよし 小鷹 房義
8	//		いしい とおる 石井 徹
9	//		おおが ひろし 大賀 広史
10	公募		ありかわ たかし 蟻川 孝

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

●令和4年度委員

No	選出区分	役職名	氏名
1	学識	会長	いしい はるお 石井 春雄
2	//	副会長	よしだ かずお 吉田 一雄
3	//		きくち こうじ 菊地 功二
4	//		たかだ かずゆき 高田 和幸
5	議会		いしい けいじ 石井 計次
6	//		もり としお 森 利夫
7	//		おだか ふさよし 小鷹 房義
8	//		いしい とおる 石井 徹
9	公募		あおぎ きょうこ 青木 京子
10	//		こんどう はじめ 近藤 元

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

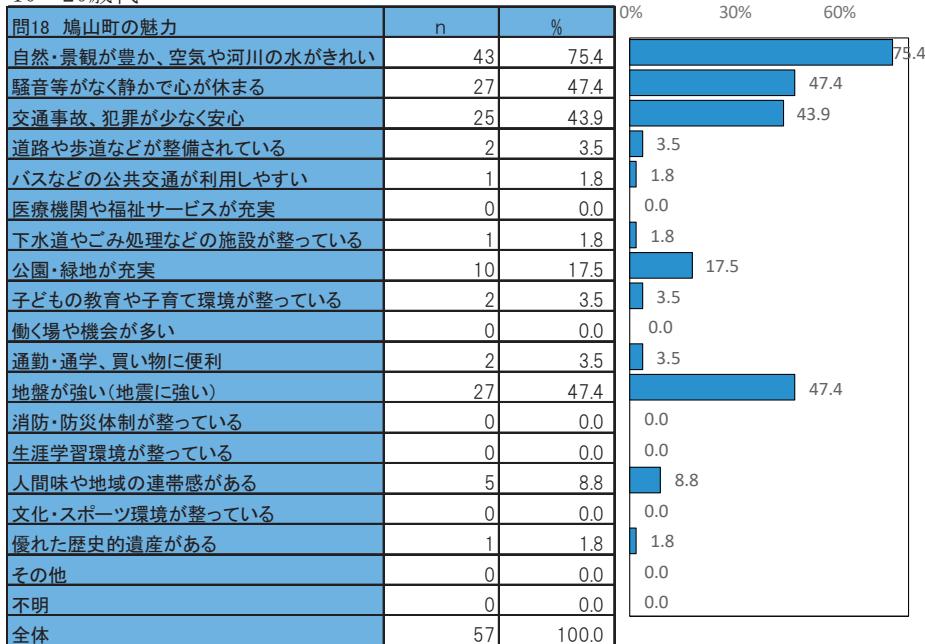
3. 町民意識調査 年齢別集計

(「第6次鳩山町総合計画」「都市計画マスターplan」策定に向けた町民意識調査より)

1) 鳩山町の魅力

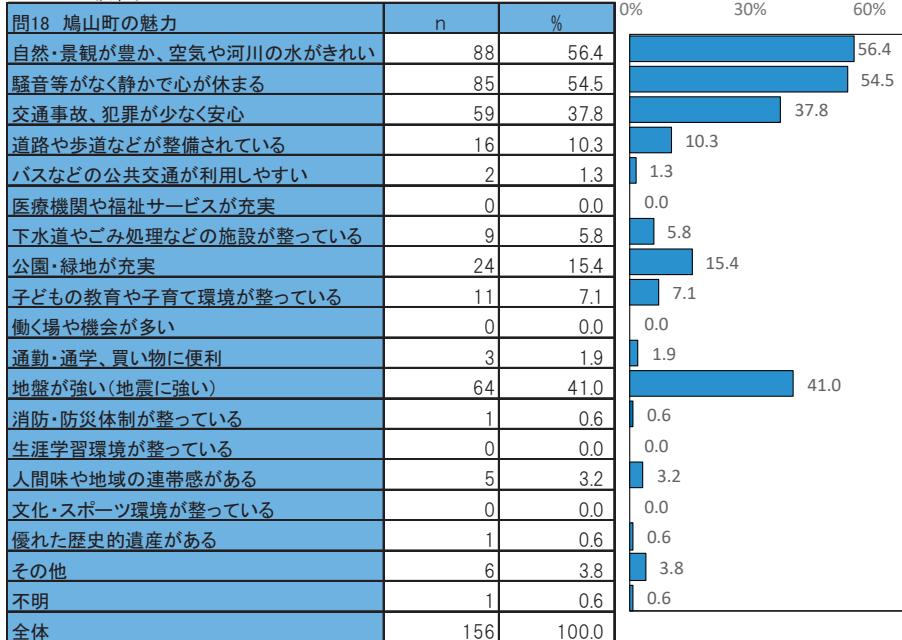
● 10~20歳代

10~20歳代



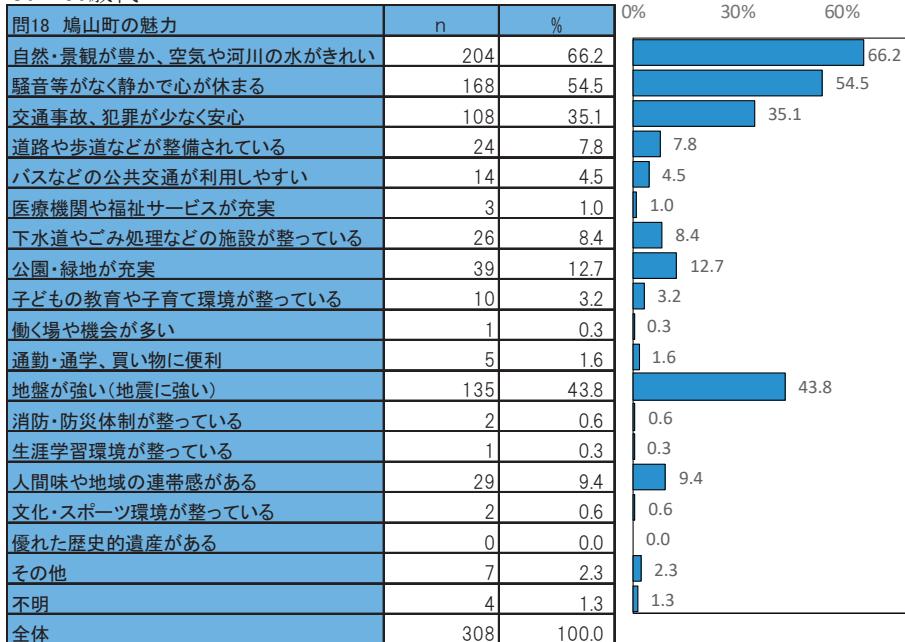
● 30~40歳代

30~40歳代



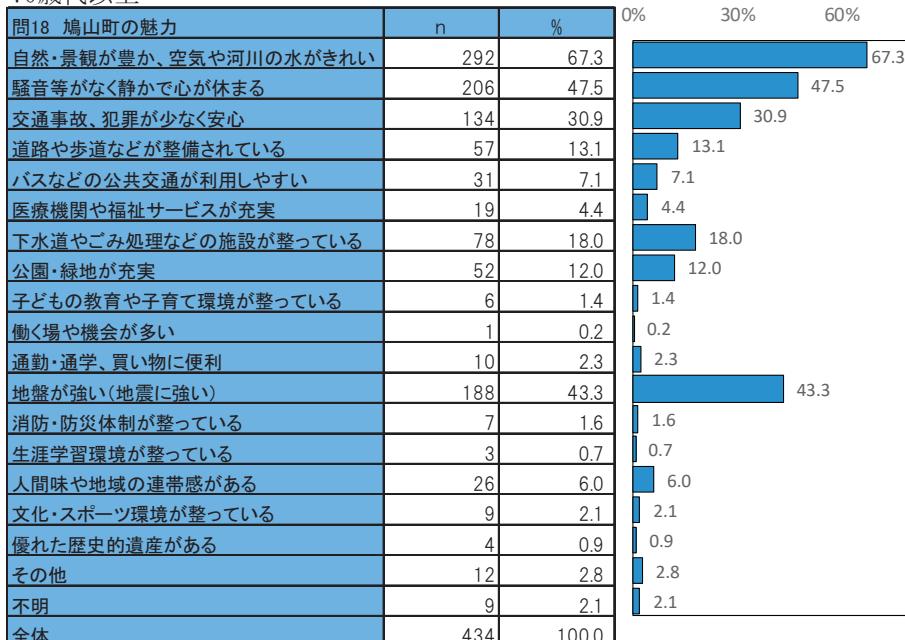
●50～60歳代

50～60歳代



●70歳代以上

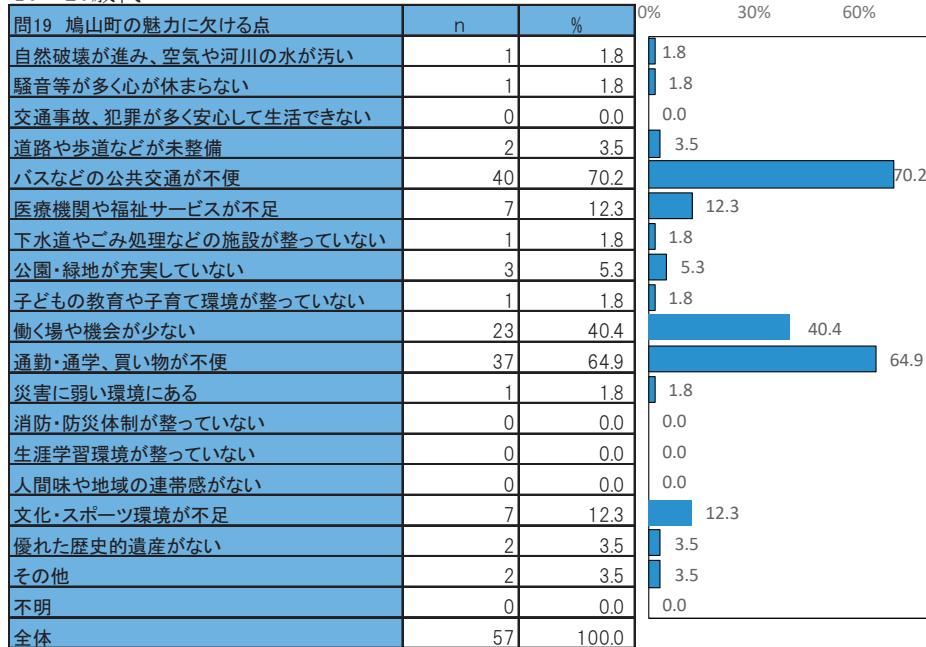
70歳代以上



2) 鳩山町の魅力に欠ける点

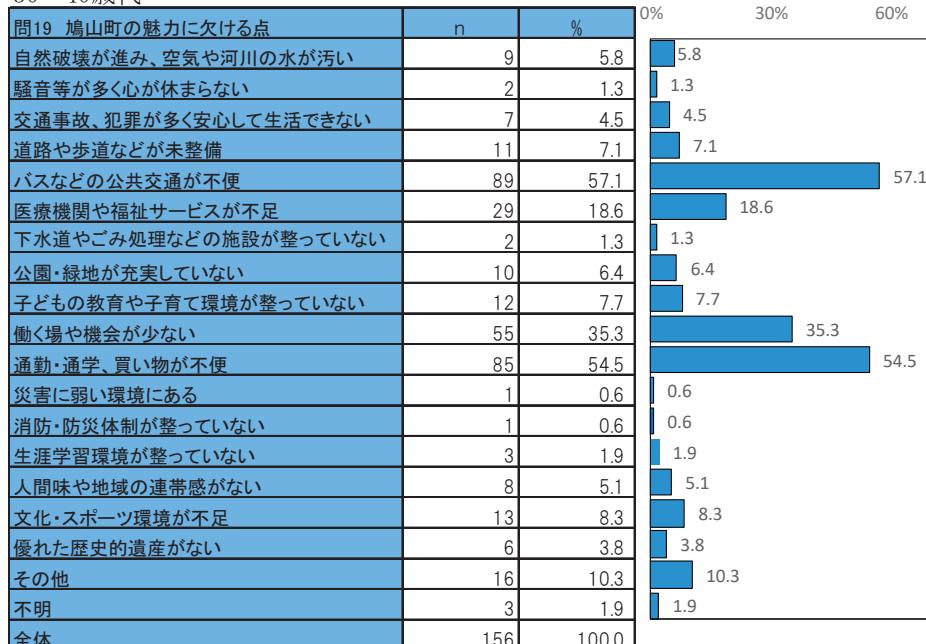
● 10~20歳代

10~20歳代



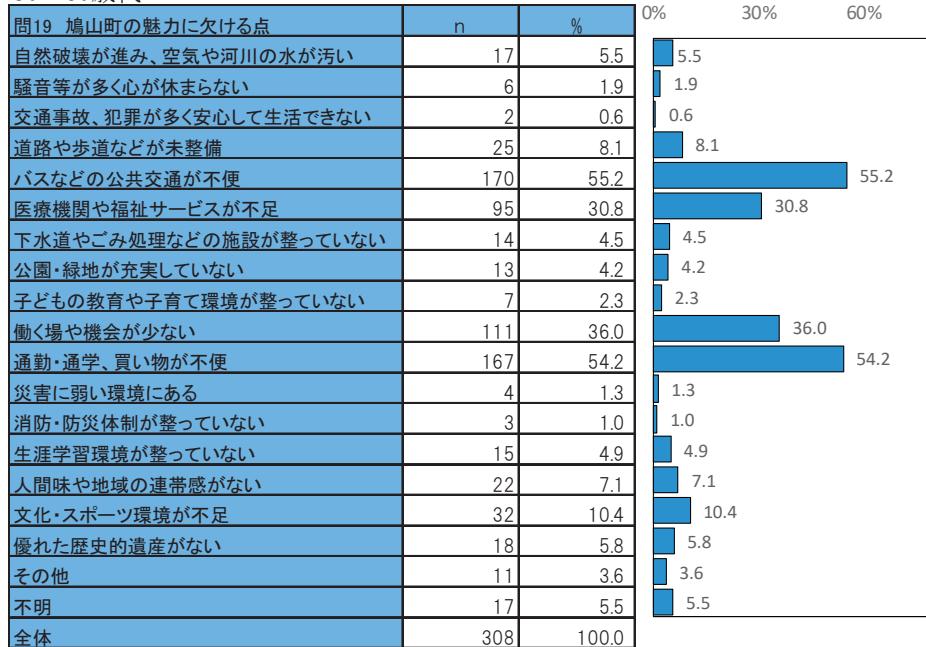
● 30~40歳代

30~40歳代



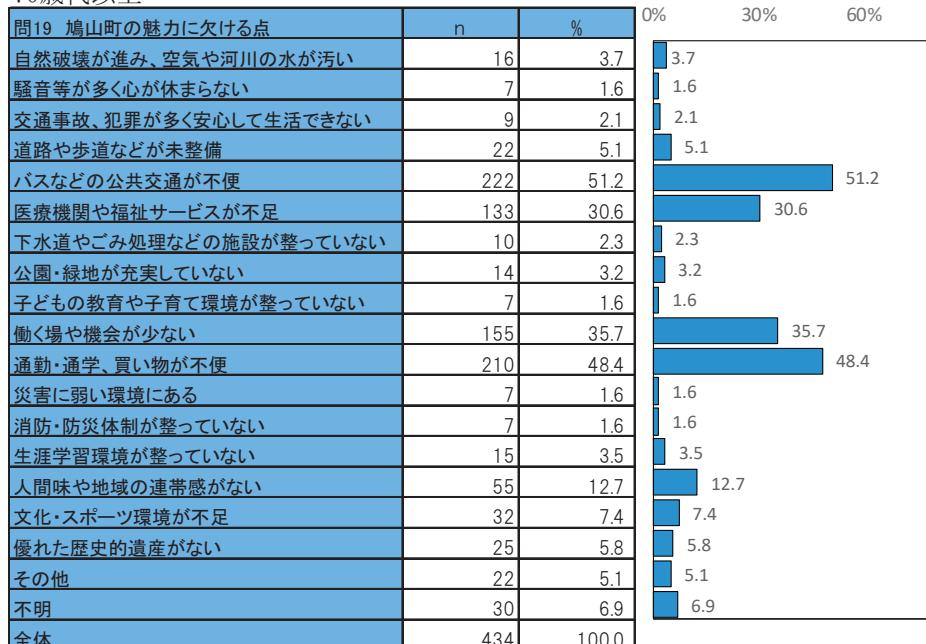
●50～60歳代

50～60歳代



●70歳代以上

70歳代以上



4. 用語解説

【あ】

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の流行が継続する中で、日常生活や就業・就学の場において、感染予防に心がける生活様式のこと。

アメニティ

快適な環境のことをいい、生活する場所が、安全・健康的・利便・快適な状況をいう。

【い】

一級河川

国土保全上や国民経済上、特に重要な水系に属する河川のうち、河川法に基づいて管理する必要があると国土交通大臣が指定したものをいい、大臣管理区間と知事管理区間がある。

【え】

エコロジカル

エコロジー（生態学）の形容詞で、都市計画マスタープランの中では、人間の活動を含めた自然界を、物質エネルギーの循環体系（エコシステム＝生態系）として捉え、生態系の均衡を前提とした考え方の基で計画を実現していくという意味である。

【お】

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中に存在する気体の総称。代表的な気体は二酸化炭素であり、地球温暖化への影響が最も大きいとされている。

【か】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いた、実質ゼロ）にすること。

【<】

グリーンツーリズム

森林や海辺、田園、農家で休暇を過ごすこと。一般的には、自然の豊かな地域で農家民宿等を利用して自然等と親しむ余暇活動で、主として自然の中での農林漁業体験を含む観光旅行やサービスの主体が農家など、そこで居住している人々の手によるもの、農山漁村の持つ様々な資源・生活・文化的なストック等を、都市住民と地域住民との交流を生かしながら、地域社会の活力の維持に貢献するもの等をいう。

【け】

建築協定

より良いまちづくりを行うために、建築基準法より厳しい内容や建築基準法が制限しない内容など、個々の地域性に見合った内容を取り決める、住民の合意による協定。

原風景

人の心の奥にある風景。懐かしさの感情をもたらすものが多い。都市計画マスター・プランでの「鳩山町の原風景」とは、鳩山町のイメージとして、懐かしさと好ましさをもって思い浮かべるであろう又は思い浮かべてほしい風景の意味である。

【こ】

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ】

災害ハザードエリア

災害ハザードエリアは、「災害レッドゾーン」と「災害イエローゾーン（浸水ハザードエリア等）」に区分され、災害レッドゾーンは、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域。災害イエローゾーン（浸水ハザードエリア等）は、災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリアで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域・都市浸水想定区域、津波浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定された区域。

埼玉県広域消費動向調査

県内の消費者が買物をどこでしているかといった買物行動の実態や買物に際しての意向等を全県的に把握し、各地域における商業振興策やまちづくりを推進する上での基礎資料として活用するもの。

埼玉県産業立地促進補助金

新たに土地を取得（借地）して、工場等の操業を開始した企業に対し、土地や建物の取得に係る不動産取得税相当額を補助するもの。

埼玉版スーパー・シティプロジェクト

超少子高齢社会の様々な課題に対応するため、「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つを要素とする持続可能なまちづくりに県と市町村が取り組むプロジェクト。

サテライトオフィス

企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

里山

人里に最も近い山又はその周辺。昔から薪や肥料等の日常生活の中で必要な物質を採取する人工林のひとつで、農村や漁村のすぐそばにあり、昔から人手が入って管理された二次林。近年では、人と自然の共存や良好な環境の維持の観点から、地球環境時代の目標となる風景のひとつ。

【し】

シェアハウス

一般の賃貸住宅とは異なり、リビングや台所、浴室、トイレ、洗面所等が他の入居者と共用で、共用部分の利用方法や生活ルールが定められていることが多い賃貸住宅のこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことをいう。

浸水想定区域

浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が河川法に基づいて指定したもの。全面的な適用はないが、部分的に河川法を準用する河川で、市町村長が管理する河川。

【す】

スマートインター

高速道路の本線やサービスエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両は ETC 搭載車に限定される。

【せ】

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることで、ゼロカーボンシティは、首長の会見や各自治体のホームページ等で「2050 年までにゼロカーボンを目指す」と表明した自治体のこと。

【た】

多自然型の河川整備

自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調とした、河川の改修方法。

多世代居住

子どもから高齢者まで多くの世代が同居・近居すること。

【ち】

地区計画

市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位として、公園等の配置や建築物のつくり方、景観形成等について、住民の意向をもとに市町村が都市計画として定める制度。

【て】

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

デマンドタクシー

自宅から目的地まで行ける、複数の人が乗車する乗り合い交通のこと。

【と】

都市計画道路

都市計画において定められた都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊道路の4種類に分類される。

都市計画法第34条第11号の指定区域

市街化調整区域内の既存の集落において、農振農用地区域等を除いた一定の条件を満たす区域について、県の条例に基づき指定を受けた区域である。原則として第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が立地可能となる。

都市計画法第34条第12号の指定区域

市街化調整区域において、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが難しいと認められる開発行為について、県の条例に基づき指定を受けた区域である。予定建築物等の用途を限定（産業系：流通業務施設・工業施設・商業施設、住居系：既存の集落における自己用住居）して立地可能となる。

都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための基礎となる施設の総称で、道路や公園、下水道、処理施設等をいう。

土地区画整理事業

道路や公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

【に】

二地域居住

週末や一年のうちの一定期間を他の地域で居住すること。

【の】

農業集落排水施設

農村生活環境の改善や農業用排水・公共用水域の水質保全を図るための下水処理施設。

農業振興地域、農用地区域

農業振興地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、今後おおむね 10 年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき区域として、県が市町村と協議して指定する地域。

農用地区域は、農業振興地域のうち、優良農地として守る必要のある農地として指定する区域で、農振農用地区域ともいう。

【は】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

バリアフリー

建物内や歩道の段差解消・点字ブロックの整備等の物理的障壁とともに、各種の制度や人々の意識等の様々な社会的障壁を取り除き、障害者や高齢者の社会生活の妨げとなるものをなくすこと。

【ひ】

ビオトープ

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」との合成語で、生物学の分野で野生生物の生息空間を意味する。

PFI

正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）と言い、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

【ふ】

普通河川

河川のうち、一級河川、二級河川又は準用河川に指定されておらず、河川法が適用されないものをいう。

フレキシブル性

柔軟性、曲げやすさという意味であり、水道管やガス管等の繋ぎ目に緩衝機能を備えることにより、地震等の発生時において管の繋ぎ目からの破裂等を防止しようという考え方。

分水嶺

互いに隣り合う河川流域の境界のことをいい、分水界・流域界ともいう。

【ほ】

包括連携協定

大学・企業等と町がそれぞれの資源や特色を生かしながら、多岐にわたる分野において町民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に締結する協定。

ポテンシャル

潜在する能力、可能性。

【ゆ】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験等の違いに関係なく、はじめから、全ての人が使いこなすことができる製品や環境等のデザインを目指す概念のこと。障がい者・高齢者等の特定の人々に対して障害を取り除くということに限らず、可能な限り全ての人に対して使いやすくする考え方。

【よ】

用途地域

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等に対するルールを決め、土地の合理的な利用を図るために指定する区域。

【ら】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

ライフライン

電気やガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

【り】

リサイクル都市

単なるごみ問題としてのリサイクルにとらわれず、生活文化問題として、また、都市問題として循環型社会の形成を目標とした都市。

立地適正化計画

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、都市再生特別措置法に基づき、市町村が必要に応じて策定する計画。

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

【編集・発行】

鳩山町まちづくり推進課

令和5年3月発行

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16
電話 049-296-1211 FAX 049-296-2594
<http://www.town.hatoyama.saitama.jp>
email h220@town.hatoyama.lg.jp

